

2021 年 11 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

横浜ゴム株式会社
代表取締役社長 山石 昌孝

シーカ・ハマタイト株式会社
代表取締役社長 大島 幸雄

横浜ゴム株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びシーカ・ハマタイト株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2021 年 6 月 28 日付けで両社の間で締結した吸収分割契約（以下「本件分割契約」といいます。）に基づき、2021 年 11 月 1 日を効力発生日として、分割会社がハマタイト事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
2021 年 11 月 1 日
2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 784 条の 2 但書の規定により、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過
本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項但書の規定により、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過
分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っていない。
 - (4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過
分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2021 年 9 月 9 日付の官報及び電子公告にて、同社の債権者に対し公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。
3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）
 - (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
会社法第 796 条の 2 に基づき、承継会社に対して本件分割の差止めを請求した株主はいませんでした。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過
承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に従い、2021 年 9 月 9 日付で、承継会社の

株主に対し本件分割をする旨並びに分割会社の商号及び住所の通知を行いましたが、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2021 年 9 月 9 日付の官報にて同社の債権者に対し公告を行い、かつ、知っている債権者に対して個別催告を行いましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件分割契約に基づき、本件分割契約に定められた分割会社のハマタイト事業に関する権利義務を承継しました。

5. 吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記は、いずれも2021年11月1日以降速やかに申請する予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上